

## 公益信託『百間川』水とみどり基金

百間川およびその周辺の良い水辺環境の形成を図るため、設定された「公益信託」です。助成を希望されるグループまたは個人を広く募りますので、所定の手続で申請してください。なお、お問い合わせは中国銀行コンサルティング営業部にお願いいたします。

### 応募要項

#### 1. 目的

この公益信託は、百間川およびその周辺において、河川への市民の活動、河川に関する調査研究および環境美化活動の支援、ならびに河川愛護団体の育成をおこない、もって、河川および河川空間を活用した公共の福祉の増進に寄与することを目的とします。

#### 2. 助成対象

百間川およびこれに関連する河川においておこなう次に掲げる活動（ただし、調査研究活動については岡山県内すべての河川を対象とし、政治的、宗教的宣伝を意図するものおよび営利を目的とするものは除きます。）をおこなう団体（NPO（非営利団体）、市民団体（町内会、奉仕団体等）、グループ）または個人を助成対象者とします。

- (1) 水辺活動
- (2) 啓発活動
- (3) 環境教育活動
- (4) 学習講座活動
- (5) 調査研究活動
- (6) 人材育成活動
- (7) 水辺環境整備活動
- (8) 災害時支援活動
- (9) その他この基金の目的を達成するために必要な活動

#### 3. 助成の件数・金額等

- (1) 助成金の額は、それぞれの活動の所要額を限度とします。
- (2) 助成総額は、年間300万円とし、助成金の配分は、1件あたり30万円以内とします。

#### 4. 助成金の使途

活動に関する費用であれば、機材費、会場費、印刷費、消耗品費、旅費、交通費、講師謝金等を含め、その内容は問いませんが、以下に該当する場合は適用外となります。

- (1) 団体等の運営に必要な経常的な維持管理費
- (2) 人件費、飲食費

5. 助成対象期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

6. 助成金の返戻

申請活動が中止または継続不能となった場合は、助成金の全部または残りを返戻していただくことになります。

7. 選考方法

学識経験者等からなる運営委員会により厳正に審査・選考いたします。

8. 選考基準

申請書類をもとに、次の項目により審査します。

審査項目	評価の視点
1. 先駆性	①夢のあるチャレンジ精神豊かな活動である。 ②個性的、先進的な取り組みである。
2. 発展性	良好な水辺空間を形成するため、将来性のある活動である。
3. 地域性	①百間川およびその周辺地域に定着した活動である。 ②百間川およびその周辺という地域特性が配慮されている。
4. 自然環境保全	動植物等の自然環境保護活動として有益な活動である。
5. 自然環境活用	自然環境の保全に配慮しながら、その有効な活用を図る活動である。
6. 資金計画	収支計画が確実かつ妥当なものである。
7. 実現性	事業計画、スケジュールなどが実行可能な方法である。

9. 応募方法

所定の申請書（様式第 1 号および様式第 1 号別紙）に必要事項をご記入・捺印いただき、以下の資料を添付し、受託者あてご郵送ください。

- ・申請者が団体の場合…団体自体の活動内容についての資料
- ・申請者が個人の場合…経歴書
- ・上記申請書以外に助成対象活動の内容に説明を要する場合は、別途資料を添付ください。

10. 応募期間

令和 8 年 1 月 30 日～令和 8 年 4 月 30 日（当日消印有効）

11. 助成金交付

令和 8 年 7 月上旬

12. 申請書送付先

〒700-8628 岡山市北区丸の内一丁目 15 番 20 号

受託者 株式会社中国銀行 コンサルティング営業部

公益信託『百間川』水とみどり基金 あて

TEL 086-234-6657

13. 報告の義務

助成を受けた団体または個人は、令和 9 年 3 月末迄に助成金の使途・成果について報告書（様式第 2 号）を提出のうえ、令和 9 年 7 月上旬開催予定の報告会に出席していただきます。

14. その他注意事項

- ・提出していただいた申請書等は、返却いたしません。
- ・選考結果は、令和 8 年 7 月上旬頃に申請者全員に通知します。